

議会改革特別委員会

■地方議会・議員の役割

本特別委員会は平成19年5月改選後の第2回臨時会において設置され議会改革の方向性と具体的な取組について議論を重ねて参りました。議会は住民を代表する機関であり、政策などの意思決定機関であります。

また、住民代表として、こうあってほしいという視点で議会論議を行い、批判監視する事も議会の役割です。更に批判監視をするだけではなく、論議をし提言をする機関であるという事を議員個々が、自覚をし行動することが重要であります。

■議会情報の提供と開示

従来、議会から市民への情報発信の不足が指摘され、その必要性については強く認識しているところであります。議会情報の提供で具体化されたもの。

①議会（一般質問）の告知ポスターの掲示。

②議会独自のホームページ開設。

③ラジオによる代表質問の試験

- ④議会広報の読みやすい紙面づくりなどがあげられます。

■今後の課題について

今後、議論を進めてゆく課題。

①反問権の取り扱いについて。

②議員研修の充実。

③ラジオの効果的活用について。（本放送に向けた取組み）

④住民参加の手法について。
(議会報告会、一般会議等) 具体的に検討をして参ります。

反問権については、一般質問の申し合わせ事項で、理事者は、一般質問中に議長の許可を受け、質問者に質問の本旨を確認する事ができるとあり、9月の第3回定例会において、この事を徹底する旨を理事者に対し、促したところであります。

反問権の付与に関し第3回定期例会の経過を踏まえて今後の委員会の中で検討して参ります。

●常任委員会では、議長の許可を受け、閉会中次の都市事例調査を行います。

●事務調査

委員会名	調査件名	調査番号
保健福祉委員会	①地域医療について ②子育て支援について	
	①長野県飯山市 ②埼玉県本庄市	

平成19年度決算審査特別委員会を設置

◇平成19年度の一般会計外各会計決算が、監査委員（松浦惺氏、横山久仁雄氏）の審査を受け、認定を受けるため第3回定例会に提案されました。

◇また、9月24日の定例会閉会後に委員会を開催し、各所管にかかる審査日程及び決算審査に必要な審査資料を決定するとともに、19年度決算の総括説明を受けました。

なお、初日の定例会終了後に委員会を開き、委員長に千葉健一委員、副委員長に東海林孝司委員をそれぞれ選出しました。

会後に委員会を開催し、各所管にかかる審査日程及び決算審査に必要な審査資料を決定するとともに、19年度決算の総括説明を受けました。

【一般会計・特別会計】

- ・一般会計歳入歳出決算
- ・国民健康保険特別会計”
- ・介護保険特別会計”
- ・老人保健特別会計”
- ・公設地方卸売市場事業特別会計”

【企業会計】

- ・公共下水道事業特別会計”
- ・簡易水道事業特別会計”
- ・ワイン事業会計決算
- ・水道事業会計決算

◇本議会では、各会計の決算審査のため、議長と議会選出監査委員を除く議員16名による特別委員会を設置し、閉会中の継続審査としました。

11月12日 (水)	保健福祉部・看護専門学校・経済部
11月13日 (木)	建設水道部 教育委員会
11月14日 (金)	総務部 歳入総括
11月17日 (月)	予備日

上記日程にて傍聴できます。

【各所管審査日程】

◇各所管審査日程にて傍聴できます。